

## 令和7年第11回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火）

午後2時00分から午後2時55分

2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人

4. 出席委員（17人）

会長 1番 葉山 諭

会長代理 2番 水嶋 政明

委員 3番 山田 康弘 4番 中尾 正則 5番 大串 英明

6番 坂口 初男 7番 河本 光晴 8番 梅山 清春

10番 葉山 静子 11番 本山 光幸 12番 安藤 卓巳

13番 谷脇 文弘 14番 山口用一郎 15番 柿田 敏彦

16番 前田 明代 18番 松崎 常俊 19番 林 辰造

5. 欠席委員（2人）

9番 相川 浩一 17番 中村 和也

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(案)に関する意見について

議案第45号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画  
(案)の要請について

議案第46号 非農地通知の対象とすることの決定について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美

8. 会議の概要

事務局 只今から令和7年西海市農業委員会第11回総会を開会いたします。議事に入ります前に、事務局よりお知らせですが、本日審議予定の「議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について」は、3条申請にかかる要件の不備が判明し、申請者から取り下げの申し出がありましたので、本日は審議しないことといたします。出席委員は在任委員 19

名中 17 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

### 《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、18 番：松崎 委員、19 番：林 委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 43 号の 1 番を説明します。13 頁は議案書で、物件は、西彼町下岳郷字浦河内の畠 2 筆、235 m<sup>2</sup> の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、譲り受け法人は、建設作業場を申請地近くに所有しているが、従業員の駐車場が不足しているため、駐車場を 6 台分整備するもの。許可があり次第、売買により所有権を移転するもの、となっています。詳細の理由については、21 頁に駐車場の利用計画書を添付していますが、その一番下の欄に記載しています。その内容は、申請者は現在、現場作業所を申請地付近に所有していますが、狭小で従業員の駐車場を確保できていない状況です。駐車場として活用できる土地を作業所近隣地区で探していましたが、なかなか条件にあう土地が見つからず、今回、遊休農地化している譲り渡し人所有の土地を相談したところ、譲り渡し人も、草刈りなどの管理ができずに困っていたとのことで、きちんと管理できるなら売買してよいと返事を頂き、本件申請となつたものです。また、北側の申請地は、農用地区域であったため、令和 7 年 2 月 25 日総会において農振除外済みで、今回の転用申請となつたものです。権利内容は「所有権の移転・売買」です。

資料は、13 頁から 22 頁までで、13 頁が議案書、14 頁が位置図で、15 頁に付近近況図、16 頁に字図、17 頁・18 頁に現況写真、19 頁に航空写真、20 頁に被害防除計画書、21 頁に駐車場の利用計画書、22 頁

に駐車配置計画図を添付しています。20 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、盛土を 2 m 行い、土留め工事をする、となっています。排水等については、雨水は自然流下で、汚水等は排出しない、とのことです。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、近隣に農地はないので、日照や通風等で悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。万一隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。

申請地は、用悪水路や市道、原野に囲まれ、市道で区切られた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第 2 種農地と判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 43 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。11 月 21 日に、譲り渡し人、それから地元推進委員 2 名と私の 4 名で現地を確認して参りました。17 頁の現地写真でもわかるように、工場建物に隣接する駐車場が狭いため、先ほど事務局から説明がありましたように、従業員の方々の駐車場として使いたいということで、今回の申請となつたそうです。

22 頁の計画図のよう、6 台から 7 台ぐらいの車両を停めるスペースを確保したいそうです。雨水・排水は用悪水路に流すということで、特に近隣に迷惑を及ぼすようなことはないだろうということで、見て参りました。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第 43 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

2 番 2 番委員です。17 頁の現地写真を見ますと、用悪水路があり、盛土を最高で 2 m するということになっていますが、これには擁壁はちゃんと設置するのでしょうか。

事務局 事務局です。20 頁の被害防除計画書を見ていただければと思いますが、盛土については、土留め工事をする、となっています。

議 長 よろしいでしょうか。他に、意見等ありませんでしょうか。

15 番 15 番委員です。盛土をすることですが、今年から特定盛土規制法か何かで厳しくなっていて、簡単に触れない土地が増えてると思います。これは事務局に確認してもらった方がいいのかも知れませんが、今は区域によっては、盛土で 1 m を超えたら届け出義務がある場

合もあるかと思いますが、その点は大丈夫だったのでしょうか。

事務局

事務局です。今年の5月に盛土規制法により、県下全域指定されていまして、許可区域と届出区域に色分けされています。この区域に関しましては届出区域に該当し、届出区域であれば、盛土高さが2m以内であれば届出で済むというような規制の内容になっています。本案の盛土は最高で2mということで、基準をクリアしており、届出についても確実に行うよう申請者にお伝えしています。以上です。

議長

よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長

無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長

「異議なし」と認めます。よって、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

続きまして、議案第44号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたしますが、本案は、18番委員、2番委員、及び6番委員が受け手となる事案が含まれているため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。但し、2番委員につきましては、申請地16番から33番までを担当していますので、事務局の説明が終わってから補足説明をしていただいた後に、退席をお願いします。

《18番委員、6番委員 退席》

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。23頁は議案書で、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっています。次頁、24頁は集計表で、合意解約分並びに次号の議案分の面積を全て計上した表となります。また、今回は中間管理事業分の議案が2件に分かれています。議案第44号は、地域計画内の対象地について、地域計画に基づき、市が促進計画を作成し、農業委員会に意見を求めるもので、次

号の第 45 号は、地域計画外の対象地について、農業委員会が、促進計画の作成を市側に要請するものです。地域計画の内と外では、拠りどころとする法律の条文が異なるため、このようなやり方となります。25 頁は集積分の解約の一覧で、解約理由としては、円滑化事業から中間管理事業への移行となっています。次頁の 26 頁から 27 頁までが、今回意見を求められた 33 筆合計 27,377.96 m<sup>2</sup>の明細です。出し手、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましてはこちらの明細を参照ください。次頁 28 頁からは、今回の受け手 6 戸の経営状況となっています。それぞれ手書きで、対応する筆の番号と筆数及び栽培作物を記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、16 番から 33 番までについて、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。11 月 19 日に借り手法人の代表者に電話をして約束をしようと思いましたが、本人がどうしても来れないということで、内容をいろいろお聞きしました。その後 11 月 20 日に地元推進委員とともに、現地を確認いたしました。現在、作付けされていたのはジャガイモで、サツマイモはもうすでに収穫された後でしたが、サツマイモにつきましては約 8 割をイノシシに食べられたということで、昨年までは電気柵で防護されていたそうですが、今年は全部、ワイヤーメッシュの柵に変えていました。しかし入口の部分の締め方が悪かったのかどうかわかりませんが、めくれ上がっており、そこから入られたそうです。どうしたらよいか相談されましたので、もうひと回り外に電気柵をされたらどうですかというお話はいたしました。それと従業員さんたちに捕獲免許を取らせて、イノシシ対策をするようにともお伝えしました。以前は、日頃ずっと職員の方がおられて、ほとんどイノシシが入ることはませんでしたが、現在は週に 1 回か 2 回ぐらいしか畠に来ないということで、入られたのに気付かなかつたということでした。メッシュ柵をきちんと設置して、今後も使わせていただきたいということで、非常に綺麗に使っておられますので、今回はそのまま継続して使用していただくようにお願いできればと思っております。以上です。

議 長 ただ今の補足説明につきまして、質疑等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようですので、2番委員につきましては、退席をお願いします。

『2番委員 退席』

議 長 続きまして、1番から3番の補足説明を、10番委員にお願いします。

10番 10番委員です。11月20日に、今回借り手にもなっている18番委員と、地元推進委員とともに現地を見て参りました。貸し手は、今会社勤めをしていて、それ以前もほとんど農業をしておらず、今回の申請地である樹園地が、借り手の樹園地と隣接しているということで、しばらく面倒を見ていましたが、今回中間管理機構を通して正式に借りるという事になりました。貸し手はほとんど農業をしておらず、今後もずっと借り手に面倒を見てもらいたいということで、こういう形になりました。申請地は借り手の自宅からも近く、借り手の樹園地に隣接していますので、防除など何かと都合がよい上に、ミカン栽培につきましても数十年の経験があり、これ以上ない適任者であると思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、4番から7番の補足説明を、11番委員にお願いします。

11番 11番委員です。11月20日に借り手と面談して、場所がすぐ近くでしたので一緒に確認に行きました。借り手はハウスビワと水稻を中心に経営を行っています。この水田については、前に借りていた方がもう作れないということで、2年前からそれを引き継いで借り手が作付けしています。今回やっと書類等が整備されて、11月の総会に上がってきたという状況です。以上です。

議 長 続きまして、8番から11番の補足説明を、4番委員にお願いします。

4番 4番委員です。11月22日に私と地元推進委員、そして借り手の3人で現地を確認しながら、話をお伺いしました。農地確認の状況ですが、現在ナバナを栽培しており、耕作中でした。この案件は、10年以上前から借り受けしていて、再契約によるもので特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 続きまして、12番から14番の補足説明を、7番委員にお願いします。

7番 7番委員です。この3筆とも同じ場所にあります、11月21日に借り手の立ち会いのもと、地元推進委員とで確認をさせてもらいまし

た。借り手は現在、全部で3町歩ほどミカンを栽培しておられる農家であります、ここは原口早生とさせば温州が植わっており、きれいなミカンが栽培されていました。これも再設定ですので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続きまして、15番の補足説明を、19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。11月21日に借り手と地元推進委員2名と私の4人で現地を確認いたしました。この農地はちょっと訳ありで、よく耕作者が変わっていて、今年は植え付け段階になってから、耕作する人が誰もいなくなりましたが、急遽借り手が今年から作るようになり、荒れなくてよかったですなあと思いました。借り手は現在1町ほど水田を作つておられ、畑でも少し野菜を作るなど、1人ですけどなかなか精力的にやっておられますので、問題ないと思っています。よろしくご審議ください。以上です。

議長 ただ今、議案第44号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第44号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 18番委員、2番委員、6番委員、入室してください。

《18番委員、2番委員、6番委員 着席》

議長 続きまして、議案第45号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。資料34頁は議案書で、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。先ほど説明したとおり、今回の申請地は、地域計画外の対象農地となり、要請というか

たちになります。今回要請する 6 筆、合計面積 20,706 m<sup>2</sup> の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、35 頁の明細を参照ください。36 頁・37 頁は今回の受け手 2 戸の経営状況となっています。それぞれ手書きで、対応する筆の番号と筆数及び栽培作物を記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 1 番と 2 番の補足説明を、14 番委員にお願いします。

14 番 委員です。11 月 23 日の日曜日に、借り手と地元推進委員と私の 3 人で現地確認をいたしました。この圃場につきましては、借り手の母親が、もうすでに借りていた畑でありましたが、お互いに直接貸し借りをしていましたので、借り手の新規就農を機会として、新たに契約をということで上がってきたものです。現場はきれいに管理されていまして、もう来年の春に、新しくミカンの苗を植えるという計画まで進んでいるようです。それから借り手につきましては、今年になって、2 回程度借り受け者として説明をいたしましたが、先ほど話がありました通り、新規就農者として成木の農地を借りながら、新たに拡大しながらやっているという状況です。ただ、収穫の人手等がお母さんと 2 人でしたので心配していましたが、お母さんの地元が漁業関係の地区で、昔から共同作業等がなされており、それが現在も続いている状況です。現在はミカンの収穫が始まっていますが、コンテナの数が足りなくなるぐらい人が集中して収穫したということで、一つの畑を一気にやってしまうような収穫体制ができているようです。今後はいつまで継続するかわかりませんが、収穫等についての問題は、今のところないということを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、3 番と 4 番の補足説明を 13 番委員にお願いします。

13 番 委員です。11 月 21 日に借り手本人に話を伺い、翌 22 日に現地を見に行きました。借り手は今年 1 月頃まで、農協に勤めていましたが、現在は主にミカン栽培をやっています。ドローンやラジコン草刈り機などを導入し、作業をやっています。今後も規模を拡大しながら、ミカン作りをやっていきたいということでした。地目は山林となっていますが、確認したところ、問題はないということですので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、5 番と 6 番の補足説明を 5 番委員にお願いします。

5 番 5番委員です。11月22日に、借り手と13番委員と私の3人で現地確認をいたしました。詳細につきましては、13番委員から説明がありましたとおり、借り手は新規就農ということですが、現地はビニールハウスが建っており、もうかなり年数は経っていますが、まだまだ使用可能ということで、今でもちょっと補修をすれば、まだ使えるような状況ですので、これを使いましてブドウを作りたいという話でした。貸し手はちょっと家庭的な事情があり、現在は農業をやめているような状況であります。周囲には結構荒れている畑がありますが、この畑を活用することによって、周囲も若干活きてくるのではないかなと思って現場を見てきました。どうぞご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第45号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第45号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第46号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第46号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、10月15日から11月14日まで受け付けた分を審議していただきます。同意分の非農地の資料は、38頁から56頁までです。38頁から40頁が議案書で、1番から9番が西彼町の物件で2件9筆、10番から42番が西海町の物件で3件33筆、合計5件42筆38,888.69m<sup>2</sup>の申請となっています。資料につきましては、41頁に位置図、42頁から44頁に航空写真配置図、45頁から56頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はない

判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議長 ただ今、議案第46号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第46号の同意分1番から42番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第47号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。「議案第47号農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」説明いたします。資料57頁は議案書で、譲り受け人及び譲り渡し人、並びに願出人については、1の欄に記載のとおりで、許可を受けた地番等については、2の欄に記載のとおりです。また、今回の案件は、令和7年7月総会で承認され、3の欄に記載されていますが、長崎県知事名で令和7年8月15日付け、長崎県指令7農山村第1249号にて許可指令書が交付され、申請代理人の行政書士を通じ、許可書を交付していたところです。

今回、取消を願い出た理由としては、4の欄に記載のとおりで、農振の除外申請時からとなりますが、申請を提出前に住宅の建築について、近隣の土地所有者から事前に承諾を得ていたところであります。8月の許可書の交付を受け、あらためて申請地に隣接する近所宅に挨拶した際、住宅建築に対し強固な反対を受け、このまま建築を進めて不要な対立を生じさせないため、止む無く、本地での建設を断念したものです。資料61頁・62頁の現況写真、並びに63頁の航空写真でわかりますが、申請地に隣接して住宅があり、申請前に同意を得ていましたが、一転して予期せぬ反対に遭い、将来にわたって不要なトラブルを生じさせないため、止むを得ず取消願となったものであり、許可を取り消すことが適当であると判断しております。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、議案第47号について説明がありました。本案については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第47号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」につきましては、申出どおり取り消すことに決定いたします。

議長 以上で、議案審議は終わります。みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和7年12月25日（木） 午後3時00分から  
場 所：西海市役所本庁 3階 議員控室

代理 これをもちまして令和7年西海市農業委員会第11回総会を閉会いたしました。お疲れ様でした。

令和 7 年 11 月 25 日

農業委員會會長

議事錄署名人

議事錄署名人